

会 議 録

会 議 名	第 11 回東浦町景観計画検討委員会	
開 催 日 時	平成 28 年 1 月 18 日 (月) 午後 6 時 00 分から午後 8 時 30 分まで	
開 催 場 所	緒川コミュニティセンター 2 階講義室	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、久米弘氏(副委員長) 梶川幸夫氏、成田盛雄氏、出村嘉史氏 竹田正巳氏、久米義金氏、万木和広氏 青山佳子氏 風間一氏(代理：志賀雅樹氏、オブザーバー) 西尾義廣氏(代理：稲吉正浩氏、オブザーバー)
	事務局	神谷町長、近藤建設部長、服部建設部次長 久米都市整備課長、鈴木課長補佐、 岡本都市計画係長、工藤主事 株国際開発コンサルタンツ 山口
議 題 (公開又は非公開の別)	(1)パブリック・コメントの意見処理について (2)大規模行為等の景観形成基準の解説(ガイドブック) について (公開)	
傍 聴 者 の 数	3 名	
検 討 内 容 (概 要)	議題の検討内容については、別紙のとおり	
備 考		

審議内容

【町長挨拶】

事務局：（建設部都市整備課長よりあいさつ）

町長：（あいさつ）

事務局：（会議中における注意点及び配布書類の確認）

委員長：（挨拶及び開会の言葉）

【第10回委員会での議論の内容について】

事務局：（第10回検討委員会の確認事項一覧について説明）

委員長： 意見等あれば発言をお願いします。
なければ次第4「パブリック・コメントの意見処理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：（パブリック・コメントの意見処理について説明）

委員長： 意見等あれば発言をお願いします。

委員： パブリック・コメント意見「地名は安易に変更せず、守る」に対する回答が「地名の変更については景観法で制限できるものではないため、景観計画に記載するのではなく、歴史を郷土資料として残しておくべきと考える」となっているが、回答自体は正しいが、言葉が足りないと思う。景観計画には載せることは出来ないが、地名を守ることは重要ということを伝えられる文章にした方がいい。

委員： パブリック・コメント意見「弘法道を一本化し、重点区域として設定してほしい」に対する回答が「弘法道は各地区を縦貫しており、現況が違うため、各地区ごとに弘法道を念頭に置いた景観まちづくりを進め、結果として弘法道の一本化につながれば…」とあるが、どう現況が違うのかわかりにくい。

事務局： 弘法道が重要であることは事務局としても認識しております。弘法道は森岡から藤江まで長く続きますが、地域ごとに様相が違い、統一した景観になっていません。そういった意味で現況が違うという意味です。

- 委員： 現況が違うと言い切るときつく感じる。弘法道を軽視しているととられてしまうとよくない。例えば各地区を縦貫する弘法道は部分ごとにそれぞれの趣の異なる良さがあり、各地区ごとに弘法道を念頭に置いた町づくりを進め、結果として一本化につなげがるといような説明にしてはどうでしょうか。
- 委員： パブリック・コメントの内容とは少しずれるが、向こう三軒両隣が単位となるので、「向こう三軒協定」は「向こう三軒両隣り協定」にした方がいいのではないか。
- 事務局： 計画書の説明書きに「向こう三軒両隣の単位」と記載されています。
- 委員長： 計画書の説明書きに記載してあるなら、このままでいいですね。
次第5「大規模行為等の景観形成基準の解説(ガイドブック)について」、事務局より説明をお願いします。
- 事務局：(大規模行為等の景観形成基準の解説について説明)
- 委員長： 意見等あれば発言をお願いします。
- 委員： 東浦町の景観特性の紹介として東浦町内の写真が載せてあるが、けして「良い特性」と言える写真でないものが載せてある。各ゾーンごとに「良い特性」の表れている景観の写真を載せようとしたときに適したものがなければ、他の市町のものでも事例ならいいのではないか。
- 委員： 新しいまち並みの景観ゾーンでいえば、緒川駅前のカリモク工場は緑化していたりして、とてもいい例ではないのかと思う。
- 委員： 小さい規模にはなるが、石浜駅の前の「みやこクリニック」は自分の土地を出して憩いのスペースとしており、優れた景観といえると思う。また、うのはな館の入り口も道路から入るところが竹林になっていて、良い参考例になるのではないか。
- 委員： 大規模建築物を建てようとした時に周りに馴染むようにするための参考なので、大規模なものに限る必要はないのではないか。小さいところでもいいものがあれば採用してもいいのではないか。
- 委員： 「近代産業遺産」は「近代化遺産」にした方がいいのではないか。愛知県

でも「近代化遺産」と言っている。「近代化遺産」にして大きなくくりにして
おいた方がいいのではないか。

委員： 悪い例として写真が載っているが、アングルの問題なのかいまいち伝わり
にくい。また、悪い例で写真を使うこと自体良くないのではないかと思われ
る。悪い例はイラストの方がいいのではないか。また、屋外広告物の良い例
の写真も良い例だとは思えません。

委員： 「ホンモノ志向」という記述があるが、「ホンモノ」と偽物の違いがわから
ない。また、ホンモノ以外はニセモノととられてしまうのは問題がある。

委員： 既存のものを大切にしていきたい。また、それらとなじむ物が何なのかと
いうことを伝えたい。ホンモノ以外＝ニセモノと受け取られないような文章
を考えます。

委員： 工作物、開発行為、良好な景観の形成に支障をきたす恐れのある行為、屋
外広告物がゾーン共通の解説として一括りにされているが、目次を一目見て
わかるように目次にも詳細に記した方がいい。それとゾーンごとに共通した
項目がある場合は、ヒューマンエラーを防止するためにゾーンごとに完結す
る方がいいので、それぞれのゾーンに同じ内容があっても構わない。ただし、
「※共通」などと記載したほうがわかりやすい。

委員： 新しいまちなみの景観ゾーンの(ゾーンの基本目標)において、眺望景観を
妨げないよという文章が一番最後に来ているが、これが一番大切だと感
じるので初めの方に持ってきた方がいい。「配慮する」と柔らかい表現になっ
ているので、もう少し強い論調にしても良いのかもしれないと感じる。

また、緑化についても「夏期にすだれを掛け、朝顔やヘチマのつるを絡ま
せるなど」とあるが、その程度の規模では大規模建築物には合わないのでは
ないか。壁面緑化にした方がいいのではないか。

委員： マンセル値の明度が9の物があるが、そのレベルの白が建つと目立ちすぎ
る。もう少し狭めておいた方がいいのではないか。

委員長： しかし、狭めるための根拠の問題がある。

コンサル： 例えば緒川地区の遠景を見ますと、森の緑をバックに黒など、暗めの家が
連なっています。そこに真っ白な大きな建物が建ちますと激しいコントラスト

となってしまいます。こういった問題が発生することを根拠にすればどうかと思います。また、半田市の事例を見ますと、重点区域については明度が低くなっております。

委員長： では明度については下げるように検討するという事で良いですかね。

委員： 各ゾーンによって状況は違うのだから、アクセントカラー、アソートカラーの説明のイラストはゾーンごとに変えておくべき。

委員： 届出の流れの図を見ると、「事前協議」の表記が小さく、業者から軽視される懸念がある。「事前協議」は重要で、実際には長い期間がかかるので、視覚的に長くかかることが伝わるようにした方がいい。

委員長： 「事前協議」は強調するように表記しましょう。デザインを考え直すべき。また、景観アドバイザー助言が「※必要な場合」となっているが、全ての届出において行うべきなので、「※必要な場合」は消すべきなのではないか。

半田市では月2回アドバイザーを置いている。初めが肝心なので、過去の実績から月1件の届出を想定している東浦町でも月1回はアドバイザーを置くべきだと思います。

本日の会議は以上とさせていただきます。次回の検討委員会ではガイドブックと条例案の検討とします。